

川崎重工グループ OB団体

# Kawasakiせいかつ保険 (1年更新型)ガイド

正式名称：団体総合生活保険



病気・がん・ケガなど「生きるリスク」に備える保険。  
あなたとご家族の“**せいかつ**”をサポートします。

**保険期間** 2024年7月1日午後4時～2025年7月1日午後4時（1年間）  
一度加入すると、以降は毎年自動更新します。

〔注〕 補償内容と保険料は年度により見直すことがあります。川崎重工グループ向けの団体割引等を適用しています。

**申込締切日** 2024年5月24日(金曜日)

**申込先** (株)カワサキライフコーポレーション  
保険事業部 各営業所

## 各コースの補償内容

各補償項目の保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合については、15～26ページ「補償の概要等」をご覧ください。

### 医療補償

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	M1	M2	M3	M4	女性医療付						
							M1J	M2J	M3J	M4J			
疾病入院	病気（がん含む）による入院（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
疾病手術	病気（がん含む）による所定の手術を受けたとき	2.5・5・20万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
放射線治療	病気（がん含む）やケガで放射線治療を受けたとき（施術の開始日から、60日の間に1回限度）	5万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
総合先進医療	厚生労働大臣が定める先進医療（ケガによるものを含む）を受けたとき	300万円までの実額 +一時金10万円※1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
成人病追加支払	成人病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）による入院・手術・放射線治療をしたとき（支払日数条件は疾病入院と同じ）	入院5,000円/日 手術2.5・5万円 放射線治療5万円	●	●			●	●					
退院後通院	病気で入院し退院後180日以内におけるその病気の治療を目的とした通院（1入院後90日限度）	2,500円/日	●		●		●		●				
女性医療 〔女性入院※2〕 〔女性形成治療※3〕	女性特有の病気（乳がん・子宮筋腫・妊娠に関連した合併症など）により入院したとき（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし） ケガまたは病気による所定のはん痕形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けたとき	〔女性入院〕 5,000円/日 〔女性形成治療〕 10・20万円					●	●	●	●			

・すでにご加入の方は、再告知することで補償対象外となっている疾病を補償対象にすることができる場合があります。

（※1）一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。

（※2）女性入院保険金の対象 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器のがん等）の他、糖尿病等所定の病気

（※3）女性形成治療保険金の対象  
・はん痕形成術（外傷・やけど、または手術などによるはん痕（傷跡）を目立たなくする手術）  
・変形形成術（後天的に変形した足ゆびを治す手術）  
・乳房切除術（乳房を切除する手術）

### 介護補償

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額
介護一時金 （独自基準追加型・要介護2）	被保険者本人が公的介護保険制度に基づく要介護2（※1）以上の認定を受けたとき、または東京海上日動所定の要介護状態（※2）と診断され、その状態が90日を超えて継続したとき	100万円・200万円・300万円

（※1）についての詳細は19ページをご覧ください。

（※2）についての詳細は20ページをご覧ください。

### がん補償

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	G1	G1S	抗がん剤治療付	
					G1K	G1KS
がん入院	がんによる入院（1日目から、限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●
がん手術	がんによる所定の手術を受けたとき	5・10・20万円	●	●	●	●
がん通院	がんで三大治療※のため通院したとき（入院の有無を問わず、支払日数の制限なし） がんによる入院（日帰り入院含む）において、その前後の三大治療※以外のために通院したとき（1入院につき425日限度）	2,500円/日	●	●	●	●
がん退院後療養	がんによる20日以上継続入院後退院したとき	一時金10万円	●	●	●	●
がん診断一時金	がんと診断確定されたとき	一時金100万円		●		●
抗がん剤治療	抗がん剤治療を受けたとき（支払限度月数60か月）	5万円/月			●	●

（※）三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療のことを指します。

### 傷害補償（日常生活全般コース）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
傷害入院	ケガによる入院（事故日から180日間）	3,000円/日
傷害手術	ケガによる所定の手術を受けたとき（事故日から180日以内）	1.5・3万円
傷害通院	ケガによる通院（事故日から180日間での90日限度）	2,500円/日

※天災補償ありを選ぶと地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

### 個人賠償責任

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
個人賠償責任	他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき	国内無制限/国外1億円

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



### 携行品

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
携行品損害	外出先で身の回り品が損害を被ったとき※	20万円（免責金額5,000円/事故）

※補償の対象とならない身の回り品もありますので、22ページにてご確認ください。

### オプション

#### 救援者費用等\*1

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
救援者費用等	緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥ったとき	500万円

#### ホールインワン・アルバトロス費用\*2

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
ホールインワン・アルバトロス費用	ホールインワン・アルバトロス（国内のみ）で祝賀会、記念品等の費用がかかったとき	30万円

\*1 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

\*2 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

## 各コースの年齢別保険料 (1口あたり/年)

保険料は2024年7月1日時点での満年齢で計算します。  
3～5ページに載っていないコースの保険料は27ページをご覧ください。

### 医療補償 (加入はいずれかのコース・1口のみ)

年齢	コース	基 本							
		M1	M2	M3	M4	女性医療付			
						M1J	M2J	M3J	M4J
0～4歳		4,090円	3,900円	3,880円	3,690円	4,720円	4,530円	4,510円	4,320円
5～9歳		3,120円	2,930円	2,910円	2,720円	3,750円	3,560円	3,540円	3,350円
10～14歳		2,850円	2,660円	2,670円	2,480円	3,490円	3,300円	3,310円	3,120円
15～19歳		3,320円	3,130円	3,050円	2,860円	4,290円	4,100円	4,020円	3,830円
20～24歳		4,660円	4,360円	4,340円	4,040円	6,690円	6,390円	6,370円	6,070円
25～29歳		5,300円	4,910円	4,720円	4,330円	8,490円	8,100円	7,910円	7,520円
30～34歳		5,810円	5,360円	4,990円	4,540円	9,530円	9,080円	8,710円	8,260円
35～39歳		6,580円	6,070円	5,420円	4,910円	9,710円	9,200円	8,550円	8,040円
40～44歳		7,740円	7,120円	6,130円	5,510円	10,870円	10,250円	9,260円	8,640円
45～49歳		10,690円	9,860円	8,120円	7,290円	14,690円	13,860円	12,120円	11,290円
50～54歳		14,540円	13,350円	10,700円	9,510円	19,650円	18,460円	15,810円	14,620円
55～59歳		21,390円	19,520円	15,220円	13,350円	28,420円	26,550円	22,250円	20,380円
60～64歳		31,260円	28,400円	22,080円	19,220円	40,890円	38,030円	31,710円	28,850円
65～69歳		44,150円	39,730円	30,600円	26,180円	58,010円	53,590円	44,460円	40,040円
70～74歳		62,890円	55,030円	43,820円	35,960円	84,930円	77,070円	65,860円	58,000円
75～79歳		80,430円	69,900円	56,020円	45,490円	112,400円	101,870円	87,990円	77,460円
80～84歳		98,510円	87,430円	67,770円	56,690円	139,300円	128,220円	108,560円	97,480円
85～89歳		109,330円	98,250円	69,560円	58,480円	158,140円	147,060円	118,370円	107,290円
90歳		129,420円	118,340円	77,070円	65,990円	186,080円	175,000円	133,730円	122,650円
口数制限		1口							

#### 加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知が必要なコース変更の場合、告知の内容によっては加入できないことがあります。

### がん補償 (加入はいずれかのコースのみ)

年齢	コース	G1	G1S	抗がん剤治療付	
				G1K	G1KS
0～4歳		90円	840円	240円	990円
5～9歳		90円	970円	290円	1,170円
10～14歳		130円	1,470円	330円	1,670円
15～19歳		120円	1,110円	420円	1,410円
20～24歳		250円	740円	750円	1,240円
25～29歳		480円	1,530円	1,180円	2,230円
30～34歳		1,080円	2,850円	2,130円	3,900円
35～39歳		1,790円	4,310円	3,790円	6,310円
40～44歳		2,710円	6,410円	6,110円	9,810円
45～49歳		4,060円	9,240円	8,910円	14,090円
50～54歳		5,150円	13,560円	11,900円	20,310円
55～59歳		7,530円	20,690円	16,930円	30,090円
60～64歳		11,650円	30,800円	24,900円	44,050円
65～69歳		15,760円	41,280円	32,960円	58,480円
70～74歳		19,850円	51,560円	41,950円	73,660円
75～79歳		22,320円	60,590円	47,270円	85,540円
80～84歳		24,620円	69,570円	49,470円	94,420円
85～89歳		26,070円	77,430円	47,120円	98,480円
90歳		27,620円	85,420円	46,070円	103,870円
加入口数		1～3口		1口	

#### 加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知の内容によっては加入・変更できないことがあります。
- 口数を増やす場合、告知の内容によっては口数を増やせないことがあります。



## 介護補償 (加入はいずれかのコース・1口のみ)

年齢	コース	100万円 (KG1)	200万円 (KG2)	300万円 (KG3)
0~19歳		20円	40円	60円
20~24歳		40円	80円	110円
25~29歳		70円	140円	210円
30~34歳		130円	270円	400円
35~39歳		260円	510円	770円
40~44歳		510円	1,020円	1,530円
45~49歳		610円	1,220円	1,820円
50~54歳		840円	1,670円	2,510円
55~59歳		1,190円	2,390円	3,580円
60~64歳		2,580円	5,160円	7,740円
65~69歳		5,340円	10,680円	16,030円
70~74歳		11,730円	23,460円	35,200円
75~79歳		26,960円	53,920円	80,880円
80~84歳		50,970円	101,940円	152,910円
加入口数		1口		

### 加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 保険期間中の変更はその変更内容によってできない場合があります。
- 保険金が支払われた場合は、その時点で被保険者の補償は終了し、次年度以降、本補償に加入できません。
- 健康状態の告知は、加入者による代理告知が可能です。



## 傷害補償

傷害の種類	天災補償	個人型	家族型	加入口数
傷害入院	あり	6,670円 (SY1T)	23,390円 (SY2T)	1口~3口
傷害手術 傷害通院	なし	6,020円 (SY1)	21,060円 (SY2)	

天災補償ありを選ぶと地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

### 加入時の注意事項

- 家族型において各被保険者の保険金額は同額となります。
- 団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプおよび口数を選択してください。



## 個人賠償責任

個人賠償責任	個人・家族型	加入口数
個人賠償責任	1,500円 (BA1)	1口



## 携行品

携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)	個人型	家族型	加入口数
携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)	720円 (KE1)	1,110円 (KE2)	1口

## オプション

救援者費用等	個人型	家族型	加入口数
救援者費用等	190円 (KY1)	700円 (KY2)	1口
ホールインワン・アルパトロス費用	個人型	家族型	加入口数
ホールインワン・アルパトロス費用	1,980円 (HA1)	4,700円 (HA2)	1口

### 加入時の注意事項

それぞれの補償は以下の補償のいずれかとあわせてご加入ください。

救援者費用等: 「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」

ホールインワン・アルパトロス費用: 「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」、「個人賠償責任」

## Kawasakiせいかつ保険 ご加入にあたって

### 1. ご加入内容の確認

「特に重要なお知らせ」の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそって、以下の点を確認ください。

- 補償内容がご希望に合致した内容となっていること
- 加入・変更申込書の記載内容等 ⇒記載内容等に誤りがある場合はKLCにお問い合わせください。
- 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)の内容

### 2. 被保険者になれる方の範囲

A	川崎重工グループの退職者
B	Aの配偶者(※1)、子、両親、兄弟姉妹
C	B以外のAと同居の親族(※2)(傷害の家族型への加入はできません)

(※1) 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、内縁および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(※)を含みます(以下、同様とします。)(※) 一定の要件がありますので、詳細はKLCにお問い合わせください。

(※2) 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。ただし、上記Bを除きます(以下、同様とします。)

### 3. 被保険者本人の年齢条件

補償の種類	年齢条件
医療・がん	2024年7月1日時点で満90歳以下の方
介護	2024年7月1日時点で満84歳以下の方
傷害・個人賠償・携行品・救援者・ホールインワン・アルパトロス	年齢条件はありません

### 4. 補償の対象になる方の範囲

補償の種類	医療 がん 介護	傷害・携行品・救援者(※3)・ ホールインワン・アルパトロス		個人賠償 責任(※4)(※5)
		個人型	家族型	個人・家族型
①被保険者本人	○	○	○	○
②被保険者本人の配偶者(※1)			○	○
③被保険者本人または配偶者の同居の、子・両親・兄弟姉妹・親族(※1)			○	○
④被保険者本人または配偶者の別居の未婚(※2)の子(※1)			○	○

(※1) 傷害、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

(※2) 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

(※3) 夫婦型(更新のみ)はこの表に記載の内容と異なります。詳細はお問い合わせください。

(※4) ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、その親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります(未成年者または責任無能力者に起因する事故に限ります。)

(※5) ゴルフ中のみコース(更新のみ)についてはこの表に記載の内容と異なります。詳細はお問い合わせください。

### 5. 保険期間と保険料引落日

保険始期: 2024年7月1日(午後4時)

保険終期: 2025年7月1日(午後4時)

保険料引落日: 2024年9月27日(口座振替)

※保険料の支払いは、年払として個人口座から振替いたします。なお、引落しができなかった場合は、別途(株)カワサキライフコーポレーション(KLC 以下同じ)にお振込いただくこととなります。

### 6. 加入者票は大切に保管してください。8月末になっても届かない場合は、KLCまでお問い合わせください。

ご住所が変更になった場合は、必ずKLCまでご連絡ください。

### 7. 保険料控除証明書

医療・がん・介護の保険料は介護医療保険料控除の対象です。11月中旬頃に、ご自宅へ発送予定です。

### 8. 団体契約

(1)この保険契約は、川崎重工業株式会社が保険契約者となり、川崎重工グループの退職者等を被保険者とする団体保険です。

したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業株式会社が保有いたします。

(2)団体契約の保険料については、被保険者数等に応じて団体割引等が適用されます。

## 9.主な改定ポイント

前年度の補償内容より一部改定があり、主な改定点については下記の通りとなります。

補償種類	改定項目	概要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
介護補償	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
介護補償	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいつの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機  <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約 (*1) 携行品特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。  <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約
医療補償・がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。  <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 加入者へのご連絡・お願い

- ①このパンフレットは、**Kawasakiせいかつ保険**の各種補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「特に重要なお知らせ」「重要事項説明書」をよくお読みください。不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。なお、約款は保険契約者である川崎重工業(株)が受領・保管する予定ですが、必要な場合はKLCへご請求願います。
- ②**Kawasakiせいかつ保険** 加入・変更申込書の告知欄には、補償の対象となる方のありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合はご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③医療補償・がん補償・介護補償の更新時には、年齢等により保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。
- ④加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの内容になっているかをご確認ください。
- ⑤加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや**Kawasakiせいかつ保険** 加入・変更申込書控等の加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点があれば、KLCまでお問い合わせください。
- ⑥事故のご報告は裏表紙のご連絡先まで、また保険全般に関するご相談はKLCまでお願いいたします。
- ⑦保険金請求をされる直近1ヶ月以内に加入内容を変更されている場合には、念のため、保険金請求時にKLCに対してその旨をお伝えください。

## Q&A

### Q1 中途加入について

**A1** 中途加入が可能です。何日からでも加入は可能ですが、毎月の応当日（1日）を基準に、保険料を領収させていただきます。

### Q2 被保険者である子供が独立しても、そのまま子供の契約を継続できますか？

**A2** ご継続は可能です。

### Q3 医療補償：ケガの入院も補償されますか？

**A3** されません。医療補償ではケガによる入院は補償対象外のため傷害補償へのご加入をご検討下さい。

### Q4 医療・傷害：日帰り入院は補償の対象になりますか？

**A4** 病院から発行された領収書や診療明細書で「入院料」が算定されている場合や、診断書の入院期間欄に記載がされている場合等はお支払の対象となります。

### Q5 傷害補償：骨折し、ギプスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか？

**A5** 通院された場合、傷害補償の通院保険金を通院された日数に応じてお支払いします。また、ギプス等で固定した箇所が長管骨や長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分、脊柱、顎骨または顎関節等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払いできる場合があります。  
※手や足の指の固定の場合は、ギプスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払いとなります。

### Q6 傷害：リハビリは対象になりますか？

**A6** 温熱・電熱療法および運動・理学療法などリハビリのための通院については医師等の治療を必要としている期間分のみお支払対象となります。

### Q7 個人賠償：自転車で人に接触してケガをさせたしまった際対象になりますか？

**A7** 対象となります。ただし状況に応じてお互いに責任(過失)が発生するケースもありますので、その場合は責任(過失)割合分についてのお支払いとなります。  
※既に同種の保険を契約されている場合であっても、保険金は重複したお支払いにはなりません。  
※電動アシスト自転車、車いす（電動、手動）、シニアカーによる場合も補償の対象です。

### Q8 個人賠償：補償の対象となる受託品とはどのような物ですか？

**A8** 国内で他人から借りた物や預かった物をいい、レンタル中のスキー用品を誤って壊してしまったり、他人から借りた旅行カバンを盗まれたとき等で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、受託品のうち携帯電話やノート型パソコン、受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物等は保険金のお支払対象外となります。詳しくは「補償の概要等」の「個人賠償責任」のページをご確認ください。

### Q9 海外で起きたケガや事故等は補償の対象になりますか？

**A9** 日本国内のみの補償はホールインワン・アルバトロス費用となります。左記以外の補償は海外での病気・ケガや事故もお支払いの対象となります。  
なお、個人賠償責任のうち、他人から借りた物の賠償責任は日本国内で借りた物のみが対象で、示談交渉サービスは国内での事故（訴訟が国外で提訴された場合を除く）に限ります。  
なお、入院については日本の病院（医療法に定める日本国内にある病院または診療所）と同程度であると東京海上日動が認めた医療施設への入院であれば、対象となります。

### Q10 携行品：対象となる主たる携行品を教えてください。

**A10** 対象品：カメラ、カバン、洋服、釣り具、ゴルフ用品、テニス用品、補聴器、車いす（電動・手動）等  
対象外品：携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン（タブレット）、メガネ、サングラス、コンタクトレンズ、自転車、入れ歯 等  
※自然の消耗や劣化、カビや腐食等はお支払対象外です。

## 10. 加入者が受けられるサービス

Kawasakiせいかつ保険（1年更新型）の加入者は、東京海上日動の下記サービスを受けることができます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。


※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1: 24時間365日  
**0120-708-110**

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要で(予約受付は、24時間365日)。




緊急医療相談	医療機関案内	予約制専門医相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
がん専用相談窓口	転院・患者移送手配*2	
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。	転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。	

### ●介護アシスト 自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: 電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
いずれも 各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時  
土日祝・ 各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時  
年末・年始を除く **0120-428-834**




電話介護相談	インターネット介護情報サービス
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。 *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。	情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。  [ホームページアドレス]www.kaigonw.ne.jp
各種サービス優待紹介*2	
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。	

### ●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時  
いずれも 税務相談 : 午後2時～午後4時  
土日祝・ 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時  
**0120-285-110**




法律・税務相談	暮らしの情報提供
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 [ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ●認知症アシスト 自動セット

【対象となる補償】  
介護補償にご加入いただいた場合

受付時間: 緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時  
いずれも 「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時  
土日祝・ **0120-775-677**  
年末・年始を除く 脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時  
**0120-002-531**  
認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時  
**0120-801-276**



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

### 検索支援サービス

#### 【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします\*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

\*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。


\*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

### 【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】


「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト\*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「捜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一齐送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

\*2 「緊急連絡ステッカー」と「捜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

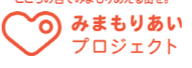


iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

この目でみまもりあえる街を、  
**みまもりあいプロジェクト**



### 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。



### ●ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

### 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。  
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。  
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」  
[ホームページアドレス]https://tmnf-brain-training.jp

監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。  
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*3」をご利用いただくことも可能です。

\*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会\*4」をご紹介します。\*5

\*4 認知症とともに生きるご支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。  
\*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

# 「Kawasakiせいかつ保険加入依頼書」の記入例

<ご注意いただきたいこと>

- 印字された内容すべて変更せず、**継続加入する方はご提出不要です。**
- 黒のボールペンでご記入ください。鉛筆・万年筆・消せるボールペンは使用いただけません。
- 訂正箇所を誤った場合は、二重線で抹消のうえ、訂正署名をお願いします。
- 「Kawasakiせいかつ保険加入依頼書」の目、目（保険会社提出用）及び目（代理店写）をご提出ください。

※下記加入依頼書はイメージですので、実際と異なる場合があります。

2

- 記載の誤りがある場合  
印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 記載漏れがある場合  
記載漏れがありましたら、必ずご記入ください。

1

記入日を必ずご記入ください。

4

ご希望のお手続きに○をしてください。

6

補償内容を変更する場合  
印字内容を二重線で訂正のうえ、今回ご希望のタイプ名(口数の場合は口数)を枠内にご記入ください。

7

健康状態告知が必要となる場合  
目「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。  
健康状態告知が必要となるケースに該当する場合は目「健康状態告知書」を参照のうえ、ご記入・ご署名ください。

3

必ずフルネームの自署をお願いします。

5

傷害補償にご加入の場合は「職業・職務コード」をご記入ください。  
コードが「990:その他」となる方は、裏面に具体的な仕事内容をご記入ください。

The image shows a sample of the 'Kawasaki Health Insurance Application Form' (Kawasaki seikatsu hoken kakai yobisho). The form is divided into several sections:

- Header:** Includes the title 'Kawasaki seikatsu hoken kakai yobisho' and the insurer 'Tokai Kasei Fire Insurance Co., Ltd.' (東京海上日動火災保険株式会社).
- Applicant Information (加入者):** Fields for name (川崎 太郎), address (神戸市中央区東川崎町 1-1-3), birth date (2029年6月1日), sex (female), and employee ID.
- Payment Information (支払方法):** Options for lump-sum payment (一時払) or installment (分割). The example shows '団体・口座振替 一時払'.
- Insurance Plan Selection (加入内容):** A table with columns for 'Medical' (医療), 'Nursing' (介護), 'Cancer' (がん), 'Accident' (傷害), 'Travel' (旅行), 'Rescue' (救護), 'Personal Accident' (個人賠償), and 'Hypertension' (高血圧). The example shows 'がん' with 'G1KS' and 'SY1'.
- Insurance Premiums (保険料):** Fields for 'Insured Person's 1-month premium' (21,780 yen) and 'Insurer's 1-month premium'.
- Health Status Declaration (健康状態告知):** A section with checkboxes for 'Medical' (医療), 'Cancer' (がん), and 'Nursing' (介護) status. The example shows 'あり' (yes) for medical and cancer.
- Signature and Date (署名・記入日):** Fields for the applicant's signature and the date of completion.
- Agency Information (営業店):** Fields for the branch name (兵庫・企業2), agent (KLC本社), and contract type (川崎重工業)。

# ＜特に重要なお知らせ＞ Kawasakiせいかつ保険

(正式名称・団体総合生活保険)

ご加入内容に関する重要な事項のうち、特にご確認頂きたい事項を記載しております。  
お申込前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みください。

「補償の種類」  
「告知の大切さに関するご案内」  
「補償の概要等（重要事項説明書）」  
「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」

## 補償の種類

### からだに関する補償



医療補償



がん補償



介護補償



傷害補償

### 賠償・財産・費用に関する補償

#### 【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任

#### 【財産に関する補償】



携行品

#### 【費用に関する補償】



ホールインワン・  
アルバイト費用 \*2



救援者費用等 \*1

\*1 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

\*2 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

詳細は、後述「補償の概要等」をご確認ください。

## 告知の大切さに関するご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。<sup>\*1</sup>  
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。<sup>\*2</sup>

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。  
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。  
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。  
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。  
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。





## ■ Kawasakiせいかつ(団体総合生活保険)補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

### 医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ</p> <p>・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</p> <p>・アルコール依存および薬物依存</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2 *3</p>
	<p>病気の治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b></p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>②①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>③①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>
	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</b></p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約	<p>保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <p>■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること</p> <p>■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること</p> <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※「傷害不担保持約(退院後通院保険金用)」がセットされていますので、ケガによる入院後の通院は保険金のお支払対象となりません。</p>	(「医療補償基本特約」と同じ)
総合先進医療特約	<p>病気やケガによって保険期間中に<b>先進医療*1</b>を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)</p> <p>なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)</li> <li>ii. 先進医療以外の評価療養のための費用</li> <li>iii. 選定療養のための費用</li> <li>iv. 食事療養のための費用</li> <li>v. 生活療養のための費用</li> </ol> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 診察</li> <li>ii. 薬剤または治療材料の支給</li> <li>iii. 処置、手術その他の治療</li> </ol>	
総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限り、</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

#### 【「総合先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療\*1について、一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

\*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

\*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
成人病追加支払特約	成人病入院保険金	成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。  ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
	成人病手術保険金 ・ 成人病放射線治療保険金	成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*4や放射線治療*5を受けられた場合</b> ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金：疾病入院保険金日額の10倍	
	*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。  悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。  *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *4 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *5 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。 *6 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。		
女性医療特約	女性入院保険金	所定の病气（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。  ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。  *1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病气（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含みます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	女性形成治療保険金	病气やケガの治療のため、保険期間中に <b>以下のような手術を受けられた場合</b> ■瘢痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や瘢痕（はんこん／傷跡）に対する形成術） ■変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾（ぼし）等）に対する形成術） ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。  *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。  【 <b>ご注意</b> 】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。）。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病气やケガ（医学上重要な関係がある病气やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

## がん補償

**保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。**この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。  
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【**ご注意**】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその <b>治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合</b> ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に <b>所定の手術を受けられた場合</b> ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 <b>生存して退院された場合</b> ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
	がん通院保険金 + がん通院保険金の補償拡大特約	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払い対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院も含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含みます）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします。（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。） *1 診断確定されたがんの治療のための投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

## 介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### [公的介護保険連動型(要介護3)旧親介護タイプ]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</p> <p>・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</p> <p>・先天性疾患によって生じた要介護状態</p> <p>・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2 *3</p> <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

## 公的介護保険制度とは

### [公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

### [公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下* 1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

### [公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

## [独自基準追加型(要介護2)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合								
介護補償基本特約十公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約十所定の要介護2用の追加補償特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>歩行</td> <td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td>寝返り</td> <td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td>入浴その他の複雑な動作等</td> <td>次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことができないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td> </tr> <tr> <td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td>次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td> </tr> </table>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことができないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態* 1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</p> <p>・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</p> <p>・先天性疾患によって生じた要介護状態</p> <p>・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態* 2 * 3</p> <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。								
	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことができないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。								
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。									
	<p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。</p> <p>・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。</p> <p>ア. 2つ以上の行為についてできない状態</p> <p>イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態</p> <p>・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。</p> <p>(1) ひどい物忘れがある。</p> <p>(2) まわりのことに関心を示さないことがある。</p> <p>(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。</p> <p>(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。</p> <p>(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。</p> <p>(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。</p> <p>(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。</p> <p>(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。</p> <p>(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。</p> <p>(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。</p> <p>(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。</p> <p>(12) 目的もなく動き回ることがある。</p> <p>(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。</p> <p>(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。</p> <p>(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。</p> <p>(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってこることがある。</p> <p>(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。</p> <p>(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。</p> <p>(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。</p> <p>(20) 食べられないものを口に入れることがある。</p> <p>(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。</p> <p>(22) 自力で内服薬を服用できない。</p> <p>(23) 金銭の管理ができない。</p> <p>(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。</p> <p>(25) 現在の季節を理解できない。</p> <p>(26) 今いる場所の認識ができない。</p>									
	<p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>									



## 傷害補償(日常生活全般コース、交通事故コース(更新のみ))

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。  
 ■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」\*2により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 交通事故等とは以下のものをいいます。■運行中の交通乗用具\*3との衝突、接触等の交通事故 ■運行中の交通乗用具\*3に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具\*3の火災による事故 等

\*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された場合</b> ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、 <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</b> ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合は、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ> ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます)された場合</b> ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等 *1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。	



## 賠償責任に関する補償



## 財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において <b>以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
	*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	
携行品特約	国内外において、 <b>保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</b> ▶損害額(修理費)から <b>免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)を差し引いた額を</b> 、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等
	*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	



## 費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、<b>下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</b></p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①<b>同伴競技者</b> ②<b>同伴競技者以外の第三者*1</b></p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、<b>保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</b></p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている場合に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</p> <p>等</p>



## 傷害補償 [ゴルフ中のみコース] ※更新のみ可能

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導\*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。

- \*1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。  
\*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	<p><b>入院保険金</b></p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に<b>入院された場合</b></p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p><b>手術保険金</b></p> <p>治療を目的として、<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</b></p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの）に限ります。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>
	<p><b>通院保険金</b></p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に<b>通院（往診を含みます。）された場合</b></p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において<b>以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合</p> <p>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*3</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>等</p> <p>*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>



## 【傷害補償】[ゴルフ中のみコース] ※更新のみ可能

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 + ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、<b>保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</b></p> <p>■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。）</p> <p>■ゴルフクラブの破損、曲損*1</p> <p>▶損害額（修理費）から<b>免責金額（自己負担額）を差し引いた額を</b>、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意または重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li><b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li><b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>詐欺または横領に起因する損害</li> <li>風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>ゴルフボールのみの盗難による損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、<b>下記</b>の<b>いずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</b></p> <p>■下記①および②の<b>両方が目撃した</b>ホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②の<b>いずれかが目撃した</b>ホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①<b>同伴競技者</b></p> <p>②<b>同伴競技者以外の第三者</b>*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</li> </ul> <p>等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 【各補償の改定内容】 今回更新いただく内容に一部改定があります。7ページもあわせてご確認ください。

補償種類	改定項目	概要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
介護補償	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
介護補償	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	<p>約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。</p> <p>また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。</p> <p>●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機</p> <p>●補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機</p> <p>&lt;対象特約&gt; 携行品特約、個人賠償責任補償特約</p> <p>(*1) 携行品特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。</p>
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「携行品特約」等における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	<p>「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。</p> <p>&lt;対象特約&gt; 携行品特約、個人賠償責任補償特約</p>
医療補償・がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	<p>「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。</p> <p>&lt;対象特約&gt; がん補償基本特約、医療補償基本特約</p>

【更新のみ可能な補償の保険料（1口あたり/年）】 ※医療、介護の保険料は2024年7月1日時点の満年齢で計算します。

下記補償は更新のみとなり、新規加入はできません。

### ■医療補償

更新前タイプ	M1 2口	M2 2口	M3 2口	M4 2口	M3J 2口	M4J 2口
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

【補償内容】各補償の詳細は15ページ以降をご覧ください。

年齢	タイプ	M12	M22	M32	M42	M3J2	M4J2
0～4歳		8,040	7,650	7,630	7,240	8,880	8,490
5～9歳		6,120	5,730	5,700	5,310	6,950	6,560
10～14歳		5,570	5,180	5,220	4,830	6,500	6,110
15～19歳		6,520	6,130	5,980	5,590	7,920	7,530
20～24歳		9,180	8,570	8,550	7,940	12,610	12,000
25～29歳		10,440	9,670	9,290	8,520	15,670	14,900
30～34歳		11,480	10,570	9,850	8,940	17,280	16,370
35～39歳		13,020	12,000	10,700	9,680	16,960	15,940
40～44歳		15,330	14,090	12,120	10,880	18,380	17,140
45～49歳		21,230	19,570	16,100	14,440	24,090	22,430
50～54歳		28,930	26,550	21,260	18,880	31,480	29,100
55～59歳		42,640	38,900	30,300	26,560	44,360	40,620
60～64歳		62,400	56,670	44,040	38,310	63,290	57,560
65～69歳		88,160	79,320	61,070	52,230	88,780	79,940
70～74歳		125,650	109,930	87,510	71,790	131,590	115,870
75～79歳		160,710	139,650	111,900	90,840	175,830	154,770
80～84歳		196,880	174,730	135,400	113,250	216,980	194,830
85～89歳		218,520	196,370	138,980	116,830	236,600	214,450
90歳		258,700	236,550	154,000	131,850	267,320	245,170

	M12	M22	M32	M42	M3J2	M4J2
疾病入院：10,000円/日 疾病手術：5・10・40万円	●	●	●	●	●	●
放射線治療：10万円	●	●	●	●	●	●
総合先進医療 600万円までの実額 ＋一時金10万円(※1)	●	●	●	●	●	●
成人病追加支払 入院：10,000円/日 手術：5・10万円 放射線治療：10万円	●	●				
退院後通院：5,000円/日	●		●		●	
女性医療 〔女性入院〕10,000円/日 〔女性形成治療〕20・40万円					●	●

※1 一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。

### ■傷害補償

※傷害の各手術保険金額は、入院保険金日額の5倍（入院中以外の手術）・10倍（入院中の手術）となります。なお、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※ゴルフ中のみコースは、お手元の加入依頼書にてご確認ください。

		日常生活全般コース			
		夫婦型	個人型	家族型	個人型
傷害入院：3,000円/日 傷害手術：1.5・3万円 傷害通院：2,500円/日	天災補償あり	12,580 (SY3T)	—	—	—
	天災補償なし	11,320 (SY3)	—	—	—
傷害死亡・後遺障害ありコース 個人型：300万円 家族型：200万円	天災補償あり	18,040 (S3TA)	9,640 (S1TA)	30,270 (S2TA)	—
	天災補償なし	15,100 (SY3A)	8,150 (SY1A)	25,840 (SY2A)	—
傷害入院：5,500円/日 傷害手術：2.75・5.5万円 傷害通院：3,500円/日	天災補償なし	—	—	—	3,560 (SYK)
携行品損害：20万円（免責金額5,000円/事故）		860 (KE3)	—	—	—
救護者費用等：500万円		370 (KY3)	—	—	—
ホールインワン・アルバトロス費用：30万円	本人	—	—	—	—
	夫婦	2,950 (HA3)	—	—	—

### ■介護補償

(円)

被保険者の年齢	旧親介護タイプ		
	100万円(OY1)	200万円(OY2)	300万円(OY3)
40～44歳	230	460	690
45～49歳	280	550	830
50～54歳	380	760	1,140
55～59歳	540	1,080	1,620
60～64歳	1,170	2,350	3,520
65～69歳	3,360	6,710	10,070
70～74歳	7,410	14,820	22,230
75～79歳	17,180	34,370	51,550
80～84歳	32,740	65,470	98,210

## 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。  
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【マークのご説明】 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

### I ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください \*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救護者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約
- 育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

##### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

##### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

##### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等

によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

#### 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）
。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）
。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】
★：告知事項
☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約				<p>※すべての補償について「他の保険契約等＊4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。</p> <p>*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。</p> <p>*2 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。</p> <p>*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。</p> <p>*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。</p>
項目名	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償	
生年月日	－	★	★	
性別	－	★	－	
職業・職務*1	☆*2	－	－	
健康状態告知*3	－	★	★	

### 【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊1、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）
  - a. 婚姻意思＊2を有すること
  - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

#### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③告知が事実と相違する場合

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊4
- 責任開始日＊3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）
- \*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- \*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- \*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

**<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>**

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人

#### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いたします。）
。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いたします。）
。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

### 【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
  - ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき

#### 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康 状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しないご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。
なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### 【更新加入依頼書等の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。





## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



### 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償、介護補償		

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。WEB加入者票はマイページでご確認ください。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ 先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ加入者票とともに保険期間の終了時まで保管して ご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について> をご確認ください。

### 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせてご家族といえます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - ＊1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

## 事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社、引受割合については、代理店までお問い合わせください。医療補償、がん補償、介護補償については東京海上日動の単独引き受けとなります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
www.tokiomarine-nichido.co.jp

## 事故受付センター （東京海上日動安心110番） ☎ 0120-720-110

受付時間：24時間365日



この保険は、川崎重工業を契約者とし、団体構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。  
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業が有します。

**<ご注意>** 現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または  
保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等  
にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

## Kawasakiせいかつ保険・保険金ご請求方法

事故や支払事由発生後、速やかに下記にご連絡ください

**お電話** 東京海上日動安心110番 **0120-720-110** (24時間365日)

**WEB** 右のコードを読み取ってください。  
東京海上日動火災のホームページからでもご請求可能です。



**マイページ**

・未登録の方は証券番号をご用意の上、右のコードを読み取り、マイページアプリをダウンロードの上、ご登録ください。  
または、東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページから、「マイページ」と検索し、画面に従ってご登録をお願いします。



**KLC**

下に記載のKLCの各営業所の  
連絡先にお電話をお願いします。  
(平日・営業時間内)

お問い合わせ先(取扱代理店)

## カワサキ ライフ コーポレーション 保険事業部

東京・横浜営業所	〒105-8315 東京都港区海岸1丁目14番5号 東京本社内 電話 03-3435-2072 FAX 03-3435-2076
中部営業所	〒504-0971 岐阜県各務原市川崎町2番地 川重岐阜工場 新館D棟1F 電話 058-382-0253 FAX 058-382-4165
神戸営業所	〒650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 川重神戸工場内 3号館1F 電話 078-682-5479 FAX 078-682-5567
兵庫営業所	〒652-0884 神戸市兵庫区和田山通2丁目1番18号 川崎車両(株) 神戸本社内 電話 078-682-3198 FAX 078-682-3199
明石営業所	〒673-8666 明石市川崎町1番地1号 川重明石工場内 新総合事務所3F 電話 078-922-0363 FAX 078-922-7309
東播営業所	〒675-0180 兵庫県加古郡播磨町新島8番地 川重播磨工場内 総合事務所1F 電話 079-435-3090 FAX 079-435-3063
坂出出張所	〒762-0062 香川県坂出市川崎町1番地 川重坂出工場内 検定センター2F 電話 0877-46-5110 FAX 0877-45-6156
営業支援課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号(神戸クリスタルタワー) 電話 078-360-3363 FAX 078-360-1117

フリーダイヤル **0120-360-261**

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社  
兵庫本部 企業営業部 営業課  
TEL 078-333-7225

23T-002926 (2024年3月作成)